

交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1 9 7 7 万円

1 交付金事業の概要

高知県は、平成30年度及び令和元年度に、防災・安全交付金(道路)事業として、四万十市山路地内において、一般国道321号の四万十市山路から実崎までの区間の道路の線形不良箇所等の解消を図るなどのために、歩道及び道路橋の整備を、事業費3億1900万円(交付対象事業費同額、交付金2億1755万円)で実施した。

同県は、本件交付金事業を、「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づき、通学路における交通安全対策に係る重点配分対象事業として実施している。交付要綱によれば、道路の改築等に関する事業が、重点配分対象事業に該当する場合には当該年度の事業費に国の負担割合5.5/10を乗じ、該当しない場合には当該年度の事業費に国の負担割合5/10を乗じて、交付金の額を算定するなどされている。また、同県が実施する公共事業に係る経費については、国の負担割合が引き上げられることとなっている(国の負担割合が引き上げられる割合を「引上率」)。

そして、防災・安全交付金の「通学路における交通安全対策に係るもの」のうち重点配分対象事業となるのは、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(以下「25年通知」)に基づき、基本的方針(通学路交通安全プログラム。以下「プログラム」)に基づく対策(以下「通学路対策」)に位置付けられたものであることなどの要件に該当する事業となっている。25年通知によれば、通学路における交通安全を確保するために、各地域において、学校、警察、道路管理者等により定期的な合同点検の実施や対策の改善等の取組を継続して推進することが重要であるとされている。そして、この取組を着実かつ効果的に実施するため、市町村等は、地域ごとにプログラムを策定することとされており、このプログラムには、上記の合同点検によって通学路対策が必要とされた箇所(以下「通学路対策必要箇所」)について通学路対策一覧表等を作成することなどが含まれている。

2 検査の結果

同県は、本件交付金事業の実施箇所が所在する四万十市の通学路対策一覧表等を確認することなく、本件交付金事業が重点配分対象事業の要件に該当するものとして、平成30年度の国の負担割合を、重点配分対象事業に該当する場合の5.5/10に引上率1.24を乗ずることにより6.82/10と算出していた。

しかし、本件交付金事業の実施箇所は、25年通知において継続して推進することが重要であるとされている合同点検が実施された箇所ではなく、通学路対策必要箇所ではないことから、本件交付金事業は、同市の通学路対策に位置付けられたものではなく、重点配分対象事業に該当しないものであった。

したがって、本件交付金事業における30年度の国の負担割合は、前記の6.82/10ではなく、重点配分対象事業に該当しない場合の5/10に引上率1.24を乗じた6.2/10となることから、交付対象事業費に上記の6.2/10を乗じて適正な交付金交付額を算定すると1億9778万円となり、前記の交付金交付額2億1755万円との差額1977万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認める 国庫補助 金等相当額
				円	円	円	円
高知県	高知県	防災・安全交付金(道路)	平成30、 令和元	3億1900万 (3億1900万)	2億1755万	3億1900万 (3億1900万)	1977万